

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について
- 2 議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 9 議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 14 陳情第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書
- 15 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
- 16 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書
- 17 発委第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 18 発委第5号 義務教育国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 19 発委第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
- 20 発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について
- 21 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 22 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 23 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 24 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 本日の会議に付した事件……………25まで議事日程のとおり

追加日程第1 発委第7号 議案第66号に対する付帯決議案の提出について

- 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

- 欠席議員次のとおり（なし）
-

- 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

- 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(山本光俊君) 本日は、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、12月11日の議会運営委員会に、町側から1件、議会側から10件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

なお、町側から議案第75号中の字句の誤りについて、訂正の申出がありました。正誤表を配付しましたので、訂正をお願いします。

1 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

日程第1 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月2日の本会議において、山ノ内町議会総合計画審査特別委員会に審査を付託してありますので、特別委員長から審査の報告を求めることにします。

布施谷総合計画審査特別委員長、登壇。

(総合計画審査特別委員長 布施谷裕泉君登壇)

総合計画審査特別委員長(布施谷裕泉君) 12番 布施谷裕泉です。

それでは、審査結果について報告を申し上げます。

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会審査報告書

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

山ノ内町議会総合計画審査特別委員会
委員長 布 施 谷 裕 泉

1. 審査月日 12月7日・8日・9日・10日

2. 審査場所 役場 委員会室等

3. 審査議案

(1) 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

(以上1件 令和2年12月2日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴し、合同部会会議、部会会議、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論

し結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

(1) 議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について

①第1編序論及び第2編基本構想の審査

○合同部会（各部会共通）

②第3編前期基本計画の審査

○第1部会（部会長 望月貞明）

・第1章 ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土（まち）

・第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（まち）

※第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土（まち）をつくる

※第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土（まち）をつくるの内1. ユネスコ
エコパーク及び2. 景観

※第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土（まち）をつくる

・第5章 みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土（まち）

・第6章 イノベーション戦略プラン2.0の内上記に係る事項

○第2部会（部会長 高山祐一）

・第2章 いきいきと暮らす、元気が満ちる郷土（まち）

・第3章 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（まち）

・第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土（まち）

※第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土（まち）をつくるの内3. 環境・衛
生

※第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土（まち）をつくる

・第6章 イノベーション戦略プラン2.0の内上記に係る事項

6. 審査区分及び結果

審査区分 議案第66号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査内容につきまして、概略の説明をさせていただきます。

委員会採決におきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

審査過程において、基本構想では、喫緊の課題としている人口減少対策や少子及び高齢化社会への対応について、また環境問題を含む持続可能なまちづくり等について、多くの質疑がありました。

前期基本計画では、個々の施策における目標値設定の背景、また具体的な取組内容等について掘り下げた議論、質疑がありました。

現在の急速に進む人口減少社会において、加えて世界中に蔓延するコロナ禍においては、さ

らなる難しいかじ取りが求められます。執行機関には、これまでの施策にとらわれない新たな視点での取組を強く望み、審査報告とさせていただきます。

なお、当委員会は、原案を可決した後、付帯決議を行い、付帯決議案を本会議に提出し、議会としての意思を表明すべきであると決定しておりますので、本案の審議の結果により動議を提出することを申し添えます。

以上でございます。

議長（山本光俊君） これより特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総合計画審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

議案第66号 第6次総合計画基本構想・前期基本計画の策定について、反対の立場から討論いたします。

平成23年度から32年度を計画期間とする第5次総合計画は、住む人、訪れる人にぬくもりのある郷土を基本理念に、人と自然を育み、次世代へつなげるぬくもりのある町を将来像に掲げ、まちづくりの指針として取り組まれてきました。

今回の6次総合計画は、基本理念と将来像を一体とし、「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」をスローガンに、その実現を目指すものとなっています。第5次総合計画の成果と課題を洗い出すとともに、大変革期にある町を取り巻く環境の中で、これから先10年間の町のあるべき姿を示し、まちづくりの今後の指針となる最上位の計画となっています。

第5次では、まちづくりの基準となる将来人口フレームを人口ビジョン策定に合わせ、平成32年1万3,000人と設定した目標人口を、後期計画で1万2,700人に下方修正をしました。しかし、実際は1万2,148人と、結果として、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけることはできませんでした。

こうした現状の中で、第6次計画は、これから地域のコミュニティ維持が困難になっていくのではないかという危機感が色濃く反映されたものになっていると思います。つながり、支え合い、絆といったキーワードが数多く使われ、郷土と書いてまちと読ませる表現にも、町民全体の連帯感や郷土愛を醸成し、地域のコミュニティを再構築していかなければならないとの思いが込められていると感じました。

本議案について、私の反対理由は主に4点あります。

まず、第1に、スポーツ活動の中のスポーツ環境の充実の主な取組のスポーツ施設の利便性の向上の部分です。

10年前は、新たな社会体育館建設について検討を進めますとしていたものが、5年前、具体的な検討と、「具体的な」が加わりましたが、審議の過程で建設の二文字が削られてしまいました。議会の付帯決議には、地域スポーツ振興計画を策定し、拠点となる社会体育館について、早急に整備計画を具体化することが盛り込まれました。

平成30年度からのスポーツ推進計画では、後期計画の表現を踏襲しました。しかし、今回の第5次基本計画の検証の改善点、展開方針の中で、社会体育館については、スポーツ関係者から早期建設の要望があるが、須賀川体育館等の利用により、理解を求めるとともに検討を進めますとされ、計画の中では、新たな施設については幅広く町民から意見を募るとともに、関係団体等の意見を参考にしながら検討を進めますとなりました。結局「社会体育館」「建設」「具体的」の文言も削り、これから意見を聞いてなどという大幅後退の内容となってしまいました。議会や関係団体からの再三にわたる意見、スポーツ推進計画策定時に示された町民、とりわけ子供たちからの要望にもかかわらず、まともに検討すらしてこなかったことは明らかであり、とても認めることはできません。

第2点目は、国民健康保険事業の安定運営の部分です。

10年前、議会が保険税の負担軽減も検討することの付帯意見をつけましたが、今回も医療費の抑制や保険税の収納率向上をうたうのみで、保険税の負担軽減についての文言は盛り込まれませんでした。

第3点目は、介護保険サービスの充実の主な取組から、5年前同様に、低所得者の負担軽減を図りますという部分が削られているところです。

これは、介護保険低所得者対策助成金の上限を2分の1に見直そうとしていることを示唆しています。国の低所得者保険料負担軽減が実施されることによる見直しのようなのですが、そもそも保険料とサービス利用料は別物であり、国の負担軽減は、消費税増税の影響緩和策として実施されるものです。町独自の近隣に誇るべき助成金を縮小していい理由にはなりません。

第4点目は、電子自治体サービスの充実の部分です。

マイナンバーカードの取得促進やマイナンバー制度の活用については、個人情報漏えいの危険性があり、国家による国民監視システムである制度そのものに反対の立場でありますので、賛成できません。

以上、4点にわたって反対理由を述べさせていただきました。

一方で、今回盛り込まれている保育料の給食、副食費も含めた完全無償化や出産・育児祝い金の創設等、評価できる点もあります。SDGsの達成に寄与し、誰一人取り残さない社会の実現を目指すとした計画の趣旨にも賛同はできます。しかし、残念ながら、全体としてその趣旨に見合う内容にはなっていないと判断いたしました。よって、本案には反対させていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） 次に、総合計画審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

3番 山本岩雄君、登壇。

(3番 山本岩雄君登壇)

3番(山本岩雄君) 3番 山本岩雄です。

議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について、賛成の立場での討論に参加いたします。

町は、これまで、平成23年から令和2年度の10年間を計画期間とする第5次山ノ内町総合計画を策定し、その計画に従って様々な施策を行ってきています。今回、その成果や課題について洗い出しが行われ、それを受けて、新たな課題として捉え、さらに、今求められているまちづくりの方向を策定するという目的で、第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画が策定され、今後5年間を見据えた前期基本計画が提案されています。

この議案について、議会では特別委員会を立ち上げて、総務産業常任委員会所轄分野の第1部会と、社会文教常任委員会所轄分野の第2部会に分かれて、都合4日間にわたり審査を行ってきました。その結果については、さきに報告のあったとおりです。

私も、第2部会の一員として審査に参加いたしました。その中で感じたことが幾つかあります。

その一つとして、基本構想の第2編第5章の施策の大綱、さらに第3編前期基本計画では、郷土をまちと読ませる施策の項目が目につきます。この郷土をまちとする言葉遣いの背景には、町、特に町職員の大きな意識を感じます。この基本計画を策定するために職員間で議論がなされ、練り上げられたと聞いています。そこで積み上げられた山ノ内町への思いが郷土をまちと読ませる背景ではないかと感じています。

次に、この計画が第5次山ノ内町総合計画の見直しの上に作成されていることを強く感じました。したがって、第5次山ノ内町総合計画での達成できなかった点を踏襲するという意味での継続の計画もありますが、新たに策定されたこともあります。前期基本計画には、第5次山ノ内町総合計画後期に設定されたイノベーションをバージョンアップして、イノベーション戦略プラン2.0が示され、それまでのもの、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出していく、社会的に大きな変化を起こすことを目指して、より具体的な重点施策がまとめられています。

また、第5次山ノ内町総合計画が策定された10年前に比べて変化している世界の潮流を的確に捉える必要がありますし、ここへ来て著しく低下している出生率や人口減少、少子高齢化の現実、さらに山ノ内で感染者が急増している新型コロナ感染症対策といった、早急に取り組まなければならない新たな課題も数多くあります。

基本構想の第1編、序論の第1章第2節の計画の位置づけには、こううたわれています。SDGsの17の項目に対して、総合的に取り組み、誰一人として取り残さない社会の実現を目指すものです。町の姿勢としての力強さやそこにある安心を強く感じるものです。

私は、行政と町民が一体となって郷土、まちづくりを推進していくための指針としての第6

次山ノ内町総合計画を評価するものであり、賛成するものであります。

以上、賛成の立場での討論とさせていただきます。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

本案に対する総合計画審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第66号を特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（山本光俊君） 起立10人で多数です。

したがって、議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定については、総合計画審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

動議の提出

議長（山本光俊君） 12番 布施谷裕泉君。

12番（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

先ほど申しましたように、動議を提出したいと思っております。

ただいま議決になりました議案第66号につきまして、特別委員会において生じた意見、要望が適切に措置されますよう、付帯決議案を提出しますので、日程に追加し、議題とされますようご提案申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議長（山本光俊君） ここで、提出のありました案件を議会事務局から配付させます。

（議会事務局案件配付）

議長（山本光俊君） ただいまお手元に配付しました動議に関わる案件は、会議規則第14条第3項の規定によって成立します。

日程の追加

議長（山本光俊君） お諮りします。会議規則第22条の規定によって、議案第66号に対する付帯決議案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、動議に関わる案件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発委第7号 議案第66号に対する付帯決議案の提出について

議長（山本光俊君） 追加日程第1 発委第7号 議案第66号に対する付帯決議案の提出についてを上程し、議題とします。

提出者の説明を求めます。

布施谷総合計画審査特別委員長、登壇。

（総合計画審査特別委員長 布施谷裕泉君登壇）

総合計画審査特別委員長（布施谷裕泉君） 12番 布施谷裕泉です。

それでは、提案を申し上げます。

発委第7号 議案第66号に対する付帯決議案の提出について。

山ノ内町議会会議規則（昭和62年山ノ内町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年12月15日提出

山ノ内町議会総合計画審査特別委員長 布施谷 裕 泉

令和2年12月 日議決

山ノ内町議会議長

山 本 光 俊

議案第66号に対する付帯決議案

「議案第66号 第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の策定について」は、2部会で構成する特別委員会を設置し慎重に審査した。その審査過程においては様々な課題も明らかになった。

第5次総合計画基本構想（平成23～令和2年度）の初年度には東日本大震災やそれに起因する福島第一原発の過酷事故、そして最終年度においては未曾有の経済危機を作り出している新型コロナウイルス感染症の発生と歴史的な大きな出来事に挟まれた計画期間となった。この間、人口減少が進むなか喫緊の課題とされた東京一極集中の状況は是正されず今に至っている。地方における、さらなる人口減少は地域経済の縮小や担い手不足のほか、地域での生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる状況も生まれている。このような困難な状況に対応するためには、より大胆な発想と迅速な取り組みが求められている。加えて感染症においてはワクチンの開発など明るい兆しは見えるものの、現時点では収束の見通しは立っていない。コロナ後を見据え、新しい生活様式に対応した社会活動やこれまで是としてきたグローバル経済の修正が議論され始めている。まさにこれまでの施策の延長ではなく、人と自然が調和する持続可能なまちづくりに向けての新たな視点が求められている。

第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画は町の課題解決に向けた新たな指針であり、町民一丸となって実現を目指し努力することが重要であるとする。その上で次の事項について積極的な対応を強く要望する。

記

○将来人口目標値の達成に向け、危機感を持って婚活支援をはじめ多様な施策を、各課横断的に取り組むこと。

- 人口減少対策として、移住・定住を推進し、効果を上げること。
- 危機管理に対しては、的確かつ迅速に対応し、町民の安全・安心につなげること。
- 観光客増をはかるため、受け入れ態勢と基盤整備を積極的にすすめること。
- 基幹産業などの持続・発展につなげるため、担い手の育成・確保を推進すること。
- 「空家等対策計画」に基づいて、空き家の積極的な利活用や除却をすすめること。
- 子どもの権利保障の視点に配慮した教育行政をさらにすすめること。
- 0歳から中学校を卒業するまで、一貫した子育て理念を持って支援につとめること。
- 地球環境を守るため、再生可能エネルギーの導入や省エネに取り組むこと。
- 施策の進捗状況については、年次ごとに報告すること。

上記決議する。

令和2年12月 日

山ノ内町議会

なお、本案が可決されましたら、議案第66号に対する付帯決議として第6次山ノ内町総合計画基本構想・前期基本計画の製本に当たり、資料編等への登載を要望いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、発委第7号 議案第66号に対する付帯決議案の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（山本光俊君） ここで、議事日程が追加日程により変更されたことから、変更後の議事日程を議会事務局から配付させます。

（議会事務局議事日程を配付する。）

2 議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3 議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 4 議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 9 議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第2 議案第67号から日程第11 議案第76号までの10議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） ただいまの10議案につきましては、去る12月2日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 望月貞明君登壇）

総務産業常任委員長（望月貞明君） 6番 望月貞明。

それでは、審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和2年12月2日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上10件 令和2年12月2日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査内容について簡単に説明をしたいと思います。

議案第67号につきましては、上位法の地域経済牽引事業の促進による地域の成長・発展の基盤強化に関する法律が改正され、この法律に第15条が追加されたことにより、条例に引用する条項及び省令の題名に条ずれが生じたため、これに対応する改正となっています。

議案第68号につきましては、地方税施行令の改正によるもので、内容は国民健康保険税の軽減判定の基準となる軽減基準額の決定についてでございます。軽減判定基準額の計算式において、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、新たに同一世帯の給与所得者と公的年金等受給者の合計人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものでございます。

平成30年税制改正で給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられ、軽減該当世帯において課税所得が増えることになり、令和3年度からの国民健康保険税への影響が出るため、これを是正するための措置の内容でございます。

議案第69号、新型コロナウイルス感染症によって著しい影響を受けた中小企業者の経営の安定を図るため、令和2年度の資金借入れに対して行う利子補給に充てる基金を別途加える条例改正です。財源は地方創生臨時交付金を充て、利子補給期間は令和7年3月末までとする内容です。

議案第70号、これにつきましては、内容については、第1条で同和対策審議会答申書の精神

の部分削除しているように、同和対策として同和地区の環境整備や財政支援等を重視した施策から、第6条の学校教育や社会教育の場であらゆる差別をなくすための教育、啓発活動の充実及び第7条の差別の問題の解決に向けた相談、人権擁護支援の取組、救済の措置など、支援体制を整備する条項を加える改正となっております。

議案第71号につきましては、改正点は会議の人員30人を35人にするものです。内容は自衛隊員1名と防災アドバイザー2名、あと2名分につきましては、災害時応援協定締結に備え、企業の人から2名分を備えたものでございます。

議案第72号、これにつきましては、租税特別措置法の改正によりまして、特例基準割合を所得税特例基準割合、延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合の3つに分け、計算の前提となる割合を、告示された割合から平均貸付割合にするものです。

議案第73号、これにつきましては、山ノ内町議会議員及び山ノ内町長選挙における選挙運動の公費負担に関するもので、公職選挙法の改正によりまして、選挙運動用のビラの作成費、選挙ポスターの作成費、選挙運動用自動車の使用における公費負担について定めたものでございます。

議案第74号、組織条例の改正についてでございますが、主な改正は、危機管理に関する事例が増えたことにより、危機管理課を設置する。2つ目として、総務課移住・定住推進室と人権政策室の友好交流係を統合し、移住・交流推進室とする。3番目として、人権政策室を教育委員会人権教育係に統合する。農林課国土調査室は、国土調査の終了により廃止する。これが主な内容でございます。

議案第75号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に、任用された年度の4月1日の給与条例に規定する給与表を付け加えるという内容のものでございます。これによりまして、人事院勧告等によって、途中で給与が変更するということはなくなるという内容です。同様に、期末手当の基礎額に乗ずる割合は、当該会計年度任用職員が任用された年度の4月1日の給与条例に規定する割合とするを付け加えるものでございます。

議案第76号、これについても同様に、条例の中の100分の130を給与条例第24条1項に規定する割合に改め、割合は当該会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例に規定する割合とするものでございます。

以上、審査内容について説明をいたしました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第67号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第67号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第67号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第67号 山ノ内町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第68号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第68号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第68号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第69号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第69号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第69号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第69号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第70号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第70号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第70号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第70号 山ノ内町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第71号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第71号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第71号 山ノ内町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第72号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第72号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第72号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、議案第72号 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男です。

議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

本条例は、全国的に進行する町村議会議員の成り手不足を解消するために、公職選挙法を改正し、町長選挙も含め、選挙用自動車、ポスター、ビラなどの公費負担、公営化と言いますが、これを条例で可能としたことによるものであります。

選挙公営化の一方で、令和2年12月12日以後、その期日を告示される町村議会の議員の選挙から、供託金15万円が必要となります。国会での審議で私たち日本共産党は、日本の供託金は世界でも異常に高く、自由な立候補を制約する極めて非民主的な制度。法案の提案理由にある多様な人材の議会参加、立候補に関わる環境改善にも反し、認められない。議員の成り手不足解消のためと言いながら、ハードルを上げるものだとして批判し、反対いたしました。

現在日本では、国政選挙に立候補する場合、衆議院、参議院、いずれも選挙区で300万円、比例区で600万円という高額な供託金を納めなければならず、しかも、法定得票以下だった場合、没収されてしまいます。諸外国の制度を見てみると、アメリカ、ドイツ、フランス、ロシアなどの国々は、そもそも供託金制度が存在せず、イギリスは約8万円、カナダは約10万円であり、日本は世界一高い供託金の国と言えます。

憲法第44条は、国会議員の資格について、財産または収入によって差別してはならないと定めていますが、現在の供託金制度は、この規定に反する憲法違反のものと言えます。地方の選挙においても、都道府県議会議員選で60万円、市区長選で100万円、市区議会議員選で30万円、町村長選で50万円、そして、今回新たに設定された町村議会議員選挙で15万円と、高額な供託金が課せられています。国民の政治参加が困難となっている大きな一因が、この選挙供託金制

度だと思えます。

ちなみに、町村議会議員選挙の供託金没収点は、有効投票総数と議員定数の商の10分の1となります。町の場合、例えば有効投票総数が7,000票だった場合、定数14ですので、14で割った500票、これの10分の1、50票ということが供託金の没収点ということになります。

今回の条例制定は、選挙の公営化のためのものであり、供託金とセットではありますが、供託金は法に規定するもので、条例にはうたってありません。供託金制度には反対ですが、選挙の公営化には賛成であります。町村議会議員の成り手不足問題を解決する一つの方法として、その効果に期待をするものです。市区議会議員選挙では、条例で可能なビラ作成費の公費負担をしていない自治体が20%に上っている現状を考慮すると、町の条例案はしっかりと規定しており、その点についても評価したいと思います。

以上の理由から、本条例制定については賛成をさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第73号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第73号 山ノ内町議会議員及び山ノ内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第74号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第74号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第74号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第74号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第75号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 9番 渡辺正男です。

議案第75号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

昨年の9月議会で可決された本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、特別職非常勤、嘱託職員、臨時職員等を会計年度任用職員に移行し、常勤職員との均衡を図り、同一労働同一賃金の理念を踏まえた給付とすることを目的としています。理念や目的に異論はありませんが、1会計年度ごとに契約更新、雇い止めができるなど、問題点もあります。

当時、町側は、地方へのこの財政措置が不確定であることを理由に、期末手当を国の方針である2.6か月ではなく、1.45か月に設定し、提案いたしました。私は当時、反対討論の中でこう申し上げました。町の対応は不十分と言わざるを得ません。これでは、官製ワーキングプアとも呼ばれる臨時職員のイメージ払拭には程遠く、不足が深刻化している保育士の採用にも影響が避けられません。中野市なら期末手当2.6か月、山ノ内町は1.45か月、普通に考えても、同じ職員募集に応募するなら、山ノ内町ではなく、中野市を選ぶことは必然であります。優れた人材の確保という点で、近隣に後れを取ることになるのは目に見えています。今回の対応は、人事院勧告全面実施としてきた当町の方針に照らして、整合性がないものと言わざるを得ません。さらに、常勤職員との均衡に考慮すること、同一労働同一賃金を目指すこととした法改正の理念もないがしろにするものであり、認めることはできません。

ちょっと長くなりましたが、このように討論の中で申し上げさせていただきました。現行の条例に対する私の評価は、今も変わっていません。今回の改正は、国の財政措置が確定したことと、人事院勧告によるものと理解します。結果オーライとするのではなく、条例制定時の対応をしっかりと総括し、その反省の上に立って、今後の人事行政の運営には万全を期していただきたいと思います。

現在、令和3年度の会計年度任用職員の募集が行われています。町ホームページ上には、既に、報酬等について、期末手当(令和3年度は2.55か月)としっかり明記されています。ですので、反対はいたしません。

なお、議案第76号、この後採決に付されますが、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当

及び費用弁償に関する条例の一部改正についても、ただいま申し上げた同様の理由から賛成をさせていただきます。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） これで討論を終わります。

議案第75号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第75号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第75号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第76号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第76号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第76号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第76号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

12 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第12 議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る12月2日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高山祐一君登壇）

社会文教常任委員長（高山祐一君） 5番 高山祐一。

それでは、議案第77号の審査報告をいたしますが、初めに訂正をお願いいたします。

紙面上のところで、委員長名のところ、総務産業常任委員長と書いてありますが、社会文教常任委員長の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは報告いたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

社会文教常任委員長 高 山 祐 一

1. 委員会開催月日 令和2年12月2日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 令和2年12月2日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第77号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査について若干の報告をいたします。

議案第77号は、町地域福祉センター条例第3条第1項第1号中、指定居宅介護支援事業を指定介護予防支援事業に改め、同項中の号ずれを改めるものです。

第5条中、指定居宅介護支援事業を指定介護予防支援事業に改め、法第41条に規定する居宅要介護被保険者にあつては、法第46条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定し得た費用の額とし、という条項を削る改正です。

第3条中、身体障害者デイサービス事業、老人デイサービス事業、障害者等共同作業訓練事業は介護保険の始まった平成12年から平成23年、平成29年と法改正のたびに、幾度となく町直轄事業から外してきましたが、地域福祉センターの中での事業が行われてきたため、精査ができませんでした。ここで、組織機構の見直し、洗い出しのタイミングできちんと仕分することとなり、町直営で行う事業分だけを条例に明記したものです。

採決の結果、全会一致で可決するものと決しました。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第77号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第77号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第77号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第77号 山ノ内町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、議場内の換気のため暫時休憩をいたします。

20分まで休憩します。

（休憩）（午後 3時11分）

（再開）（午後 3時20分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13 議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（山本光俊君） 日程第13 議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、山ノ内町大字夜間瀬6577番地。

氏名、水野歩美。

生年月日、昭和39年8月26日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の武田喜代子さんの後任でございます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 議案第78号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第78号を採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

14 陳情第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書

15 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書

16 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

議長（山本光俊君） 日程第14 陳情第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書、日程第15 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書、日程第16 陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書の3件を一括上程し、議題とします。

ただいまの陳情3件につきましては、去る11月26日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高山社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高山祐一君登壇）

社会文教常任委員長（高山祐一君） 5番 高山祐一。

それでは、陳情第6号について、ご報告いたします。

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

社会文教常任委員長 高山祐一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号

2. 受理年月日 令和2年11月5日

3. 件名

（陳情第6号）国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書

陳 情 者 中野市一本木455

山ノ内町教職員組合 代表者 小野光太郎

4. 付託年月日 令和2年11月26日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について、若干の説明をいたします。

この陳情の趣旨は、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と、教育予算の増額を求める意見書と、国の複式学級の学級定員を引き下げよう求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出することを求めるものです。

陳情理由の中で、2011年、衆参両院では、全会一致で義務教育標準法が改正され、小学校1学年に35人学級を導入することが決定しました。あわせて、附則で小2以降順次改定し、財源確保に努めることを決定しました。しかし、その後の法改正はされず、加配での対応になりました。そして、2017年の改正での付帯決議では、35人学級の引下げを特段の配慮するものとされました。

長野県では、現在小・中学校全学年35人学級となりましたが、義務標準法の裏づけがないため、国の加配等を利用しながら予算をやりくりしているために、専科教員の配置や臨時的任用教員の配置に対応するなどの課題もあります。少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして、複式学級を解消していますが、地方自治体の財政負担は大きいため、国の責任において、複式学級の定員を引き下げること。現在山ノ内町には複式学級はありません。そして、多様化する学校現場で行き届いた授業やきめ細かな対応をするためには、少人数学級が欠かせません。厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において、早期に実現する必要があることです。

ちなみに、町費雇いの学校臨時職員の人数と経費は、東小学校が8人、南小学校4人、西小学校4人、16人で2,276万円。そして、中学校が8人で1,517万円です。

また、令和8年までの小学校入学予定者は、令和3年が72人、4年が57人、5年が54人、6年が61人、7年が53人、そして令和8年には40人となります。

意見としては、財政力の高い自治体はよいが、財政力の低い自治体は負担が大きい。地域格差が生まれやすいのではないかと。地方交付税が減らされている感があり、受け手側は自由裁量が増しているとは思っていないのではないかなど意見がありました。

また、討論では、地方の財政負担の実感がある。コロナ禍で大人数は危険があるので、少人数の必要性がある。望ましい規模は20人から30人である。

前回趣旨採択だったのは30人学級という陳情要望であったが、今回は賛成できるなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

皆様のご賛同をお願いいたします。

続きまして、陳情第7号についてご報告をいたします。

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

社会文教常任委員長 高山祐一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第7号
2. 受理年月日 令和2年11月5日
3. 件名
(陳情第7号) 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
陳情者 中野市一本木455
山ノ内町教職員組合 代表者 小野光太郎
4. 付託年月日 令和2年11月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過を報告いたします。

陳情の要旨は、教育の機会均等とその水準の維持・向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することの意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出を求めるものです。

陳情理由としては、昭和28年義務教育費国庫負担制度が成立し、それまで県・市町村の負担だった学校の教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され、教育条件の差がなくなり、保護者負担が大きく減りました。しかし、1985年から国の財政を理由に対象項目を外し、一般財源化してきました。2006年の三位一体改革の議論の中で、国庫負担制度は堅持されたものの、これは地方6団体からの要望もあつたことによります。費用負担割合を2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた分を交付税の形で配分されていますが、交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫しています。

国が財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差が出てきてしまい、住んでいる地域によって教育の質に格差が出てくる懸念があります。自治体の格差によらず、子供たちがひとしく教育を受ける権利を保障するため、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1に再び戻すべきであるというものです。

部会の意見とすれば、財政力の高い自治体はよいが、財政力の低い自治体は負担が大きい。地域格差が生まれやすいのではないかと。地方交付税が減らされている感があり、受け手側は自由裁量が増しているとは思っていないのではないかなどがありました。

討論の中で、地方6団体の要望ではあるものの、教育費の重要性は認めざるを得ない。県や町の負担を考えたとき、賛成できる。三位一体の時代とは違うのではないかと。地方6団体の要

望は、最低限の予算と自由裁量分が欲しいということだ。義務教育として当たり前の2分の1に戻し、そのほかにも自由度の高い交付金をつけるべきだなどの討論がありました。

採決の結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

それでは、陳情第8号について報告いたします。

令和2年12月15日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

社会文教常任委員長 高山祐一

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第8号

2. 受理年月日 令和2年11月5日

3. 件名

(陳情第8号) 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

陳情者 長野市若里1-5-26

長野県保険医協会 会長 宮沢裕夫 他7名

4. 付託年月日 令和2年11月26日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過を若干説明いたします。

陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、国民のいのちと健康、暮らしを守るためには、医療、介護、福祉には十分な財源確保を行うこと。公立、公的病院の統合再編を見直して、地域医療体制の充実を図ること。医師、看護師、医療技術職、介護職等の大幅増員、保健所の増設、保健師の増員を図ること。ウイルス研究、検査、検疫体制などの強化・充実を図ること。社会保障に関わる国民負担軽減を図ることを国に対して意見書の提出を求めるものです。

委員会の意見の中には、国は、公立、公的病院の再編を進めてきたが、そのツケが現下の新型コロナウイルス感染症に対する医療の逼迫につながっているのではないかと。

また、新型コロナ最優先の対策により、ICUの病棟で一般患者の対応が制限されるなどの不都合が起きているのではないかとというものもありました。

審査の中で、陳情の趣旨はもっともだという意見が多数を占め、採決の結果、全会一致で採択するものと決定いたしました。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、陳情第6号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第7号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第8号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、陳情第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

17 発委第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

18 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

19 発委第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

議長(山本光俊君) 日程第17 発委第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について、日程第18 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について、日程第19 発委第6号 安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての3件を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高山社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高山祐一君登壇)

社会文教常任委員長(高山祐一君) 5番 高山祐一。

発委第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年12月15日提出

社会文教常任委員長 高山祐一

令和2年12月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

それでは、意見書を読み上げます。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)にもりこまれ、附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保につとめると定めた。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく加配で小2を35人学級とし、それ以降国の35人学級はすすんでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用職員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。また、新たに導入された小学校での外

国語科・外国語活動への加配教員は長野県内で60人であり、全355校での授業時間増に対してまだまだ不十分な配置状況となっている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

- 1 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対して、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年12月15日提出

社会文教常任委員長 高山祐一

令和2年12月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

意見書を読み上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、1985年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象費目を外し、一般財源化してきました。また、2006年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、2021年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

発委第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年12月15日提出

社会文教常任委員長 高山祐一

令和2年12月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

意見書を読み上げます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会福祉の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回

の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請します。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。
5. ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
6. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
財務大臣様
総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

以上です。

皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 発委第4号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、発委第4号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第5号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第6号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、発委第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

20 発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について

議長(山本光俊君) 日程第20 発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番、白鳥金次君、登壇。

(2番 白鳥金次君登壇)

2番(白鳥金次君) 2番 白鳥金次。

発議第2号について、提案をさせていただきます。

発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和2年12月15日提出

提出者 山ノ内町議会議員 白鳥金次

賛成者 山ノ内町議会議員 小林克彦

令和2年12月 日決議

山ノ内町議会議長 山本光俊

それでは、提案書を朗読いたします。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

近年、我が国は、異常な気候変動により、豪雨、地震、暴風、波浪、豪雪など自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生しています。このような自然災害に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・深化させていくことを目的に国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し集中的に取り組んでいます。その期限が令和3年3月までとなっています。

今後、起こり得る大規模な自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながるよう防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必要であり、下記事項について、措置されるよう強く要望します。

記

- 1 令和2年度末期限の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の更新と拡充を行うこと。
- 2 地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき、実施する対策に必要な予算の総額確保を図るとともに、地方財政計画において拡充された緊急防災、減災事業費等の存続とこれに伴う地方財源措置を講じること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
国土交通大臣様
内閣官房長官様
国土強靱化担当大臣様
内閣府特命大臣（防災、海洋政策）様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

それでは、補足の説明をさせていただきます。

まずもって、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

私たちは、あの東日本大震災の際、改めて自然の猛威に立ちすくみました。21世紀前半に南海トラフ沿いで大きな地震が発生する、このことを科学者が予見しています。そのような中、国では、大規模な自然災害に備えるため、事前防災や迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くてしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することから、国土強靱化基本法が平成25年12月に成立し、平成28年4月1日から施行され、平成30年度より令和2年度の期間を定めた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が実施されてきています。

ご承知のように、昨年台風19号災害を振り返ったとき、当町を流れる夜間瀬川の河川内の立ち木、そして堆積土がこの緊急対策事業の下に伐採をされ、撤去されて、ほぼ完了していたことで、当町はもとより中野市、飯山市の被災が最小限にとどまることができたと私は思っています。事前防災の重要性は、横湯川上流、落合地籍における地滑り対策工事がございますが、長年にわたり継続されてきています。しかしながら、ここ数年、進み具合が鈍化しているように感じています。

皆様もご承知のとおり、この12月11日、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定されました。報道等を見ますと、災害に強い地域づくりを基に、各省庁にわたり、計123の防災・減災事業を加速させるとともに、完了の時期の前倒しを図るとしています。当町においては、今、国土強靱化地域計画を策定中です。策定後には、対象となる交付金、補助金が大変有利となります。これを活用することにより、町民の安全・安心に大きくつながっていくと思っております。本意見書の提出が、この5か年加速化対策の強い後押しになると思っております。

皆様方のご賛同を強くお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(山本光俊君) 起立全員です。

したがって、発議第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-
- 2 1 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 2 2 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 2 3 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 2 4 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(山本光俊君) 日程第21から日程第25までの5件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(山本光俊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(山本光俊君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(山本光俊君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月26日から本日までの20日間の会期でありましたが、補正予算11件、条例の制定11件、工事請負等契約締結2件、人事案件1件など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

とりわけ、第6次総合計画基本構想・前期基本計画の審査に当たっては、総合計画審査特別委員会を設置し、町の将来像やまちづくりの基本目標、5分野にわたる施策の大綱及びその具

体策、そして重点施策としてのイノベーション戦略プラン2.0につきまして、慎重かつ真剣に審査をいただき、議会としての強い思いとして、付帯決議をいただいたことに厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では7名の議員が登壇され、新型コロナウイルス感染症の対応や危機管理、産業振興、子育て支援や教育問題など、町行政に対し、様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことに、改めて感謝申し上げます。

なお、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

議員各位には、円滑なる議会運営のため、格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに閉会を迎えることができますことに、心より感謝申し上げます。

当町の新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として予断を許さない状況が続いており、12月20日までの対策集中期間に感染が抑えられますよう、全力を挙げて取り組んでいるところであります。議員各位におかれましても、事態の収拾が図られますよう協力をお願いいたします。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時候となってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（山本光俊君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和2年第6回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月26日から20日間の会期中で、一般会計の補正予算、第6次総合計画基本構想・前期基本計画、一部改正条例の制定などの審議をいただき、また2日間の一般質問では、新型コロナウイルス感染症関連、観光や農業の振興についてなど、活発なご議論をいただき、また提案いたしました案件につきまして、全て議案どおりご承認いただきありがとうございました。

山ノ内大勝軒の田内川社長は、当町出身でつけ麺の考案者、ラーメン界の神様と言われる故山岸一雄さんの最後のまな弟子として、東京に大勝軒4店舗を構え、また、町では新緑のクラフトフェアに出店いただき、イベントを盛り上げていただくほか、関東約40件のラーメン店が加盟する丸長のれん会の全店舗に町のパンフレットを置いていただくなど、町のPRにもご協力いただいています。師匠である山岸さんの夢であったふるさと山ノ内町での出店をかなえる

ため、去る12月1日、一の瀬ファミリースキー場内に山ノ内大勝軒をオープンいたしました。

出店に先立ち、町の魅力を発信し、人や食材をつなぐ「つなぎびと」第1号に任命し、観光振興、農業振興、交流人口の拡大に一役買っていただくようご要望したところ、快くご承諾いただき、11月29日に任命させていただきました。

県内や東京のマスコミでも取り上げられ、地元食材としてキノコやリンゴ、みそなどの食材を活用いただいております。志賀高原の水がとてもおいしいと大絶賛をいただいております。山岸さんが修行した丸長のれん会の坂口会長さん、テレビ、街中華でおなじみの北尾トロさんなども駆けつけ、大勝軒ここにありの好印象、また効果大でございました。

自らも、12月5日、取材を兼ね、そっとつけ麺を食べに伺ったところ、1時頃、感染症対策のため、席数を減らした店内のテーブル席はほぼ満席で、券売機、配膳カウンターにも行列ができていました。約2時間で400食を超える大盛況ということで、正直私もびっくりしまして、町外のお客さんも合わせて多いこと、志賀高原の新たな話題のラーメン店になったものと思われております。

12月5日、熊の湯スキー場では、一面の銀世界の中、リフトには100人余りの行列が、カラフルなウェアで初滑りを楽しむ人々。非常ににぎやかでありました。コロナ禍で、統一スキー場開きはやめ、スキーシーズンの安全祈願式のみ行われました。一方、12月12日には、よませスキー場でも、北志賀高原統一スキー場安全祈願祭が行われ、今シーズンのそれぞれのスキー場の幕開けを迎えることができました。

今年2月頃より、日本中、世界中がコロナ、コロナで社会生活、経済活動が停滞し、大変な年でした。こうした中、当町では、住民や観光業、飲食店の不安解消のため、県の指導を受け、コロナ対策に努めてまいりました。11月に入ってから、県下でも群を抜く感染者が確認され、県の全面支援をいただき、12月7日から20日まで、集中対策期間と位置づけ、対応してきています。コロナ対策予算などで精いっぱい取り組んでおりますが、住民の皆さんからは不安の声も聞かれます。人、施設、地域が誹謗中傷されないよう十分配慮しながら、これからも広報を通してご理解をいただけるよう努めてまいりたいと思っております。

第11回フルーツの里ブラッシュアップ品評会のシャインマスカットの部では戸狩の櫻井好剛さん、サンふじの部では佐野の古幡豊和さんが最優秀賞となりました。気候風土にも恵まれ、かつ農家の皆さんの技術のたまものであり、志賀高原ブランドとして市場、消費者から高品質、高評価の町特産品と認められていることは、我が町の誇りでございます。

議会でお認めいただいた第6次総合計画の将来像、「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」をスローガンに、10か年の方向が示され、町議会、住民の皆さんと協力しながら対応してまいりたいと思っております。

また、補正予算でもお認めいただきましたことから、町内が観光や帰省客で最もにぎわうトップシーズンの新しい年の始まりとして、コロナに打ち勝ち、また第6次総合計画スタートにふさわしい元旦の夜8時に、志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原の3か所で一斉に500発

の花火を打ち上げます。

また、やまびこ広場では「一年の計は元旦にあり」各自の願いを込め「ニューイヤースカイランタンナイト」として140個のスカイランタンを冬の夜空に舞い上げて、疫病を払い、新たな年のスタートを切り、元気な郷土（まち）を住民、観光客の皆さんとともにお祝いしたいと思っております。

今年もあと半月余り、寒さも本格的になってまいりました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、穏やかな年の瀬、そして希望に満ちた新年となりますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（山本光俊君） これにて令和2年第6回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦勞さまでした。

(閉 会) (午後 4時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員